○経済産業省告示第九号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十三年一月二十六日

経済産業大臣　海江田万里

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5065	株式会社角谷商店	石川県金沢市打木町東千三百二十八番地	平成二十二年十月二十六日から平成二十三年十月二十五日まで
5066	大垣管材株式会社	岐阜県大垣市長沢町三丁目十六番地	平成二十二年十一月二十九日から平成二十三年十一月二十八日まで
5067	株式会社カーム	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目十五番二号市嶋第四ビル	平成二十二年十二月十日から平成二十三年十二月九日まで
5068	西竹製紙株式会社	愛媛県四国中央市金生町下分千四百六十四番地	平成二十二年十二月二十八日から平成二十三年十二月二十七日まで
5069	大浦株式会社	宮崎県都城市中町十四街区十五号	平成二十三年一月三日から平成二十四年一月二日まで

○国土交通省告示第六十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年一月二十六日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大空川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和五十九年建設省告示第千二百五十六号で指定した同号七に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道利尻郡利尻町仙法志字神磯

一九九番四　一号から三号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を昭和五十九年建設省告示第千二百五十六号で指定した同号七に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道利尻郡利尻町仙法志字長浜

国有林一一一林班に小班　一号から五号まで

○国土交通省告示第六十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年一月二十六日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小骨ヶ洞

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七十号までを順次結んだ線及び標柱一号と七十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十一年国土交通省告示第二十七号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

東京都八丈島八丈町中之郷

二九〇九番二　一号から四号まで

二九一五番一　五号から十四号まで

二九六三番　十五号から二十九号まで

二九六二番　三十号から四十三号まで

二九六一番　四十四号から五十二号まで

二九一五番三　五十三号及び五十四号

二九一六番一　五十五号から六十六号まで

二九一六番二　六十七号から七十号まで

○国土交通省告示第六十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年一月二十六日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

利谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷（昭和十四年内務省告示第三百五十八号で指定した土地の区域を除く。）

兵庫県豊岡市下鶴井

字谷ノ上　二〇一七番一から二〇一七番三まで

二〇一八番及び二〇一九番

二〇二〇番一及び二〇二〇番二

二〇二二番一から二〇二二番三まで

二〇二三番

二〇二三番一から二〇二三番三まで

二六九〇番一から二六九〇番一〇まで

二〇五六番一から二〇五六番三まで

二〇五七番一から二〇五七番三まで

二〇五八番

二〇五八番一

二〇五九番及び二〇六〇番

二〇六一番二

二〇六八番二及び二〇六八番三

二〇六九番一及び二〇六九番二

二〇七〇番一及び二〇七〇番二

二〇七一番

二〇七二番二及び二〇七二番三

二〇七三番二

二〇七四番二及び二〇七四番三

二〇八六番三及び二〇八六番四

二〇八七番及び二〇八八番

二〇八九番一

二〇九〇番一及び二〇九〇番二

二〇九一番一及び二〇九一番二

二〇九二番から二〇九四番まで

二〇九五番二

二一〇三番一から二一〇三番八まで

○国土交通省告示第六十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年一月二十六日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山岸川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

石川県輪島市山岸町

四〇部　二七番二　一号

二九番一　二号

六番二　十四号

一一番　十五号

四壱部　二番　三号

三三番　四号

三一番　五号

三二番一　六号

四弐部　二六番　七号

二三番　八号

二〇番　九号

七番一　十号

六番一　十一号

四番　十二号

一番一　十三号

○国土交通省告示第六十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年一月二十六日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

篠堂川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県庄原市川北町字重行一三九三番地地内四等三角点篠堂を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から三十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十二年国土交通省告示第千五百二十三号及び平成二十三年国土交通省告示第四十五号で指定した土地の区域を除く）